

下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務プロポーザル実施要領

1 目的

下関市リサイクルプラザ見学者へ放映している施設紹介映像はリサイクルプラザ建設当時（平成15年）に制作したものである。リサイクルプラザ処理棟は令和5年度に基幹的設備改良工事が完了し、施設内の一部をリニューアルした。また、これまでに、ごみの分別方法を複数回変更した。そのため、紹介映像を新しく制作し、リサイクルプラザの施設運営への理解及び見学者の意識啓発に活用することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 業務内容 (別紙1) 下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務仕様書のとおり

3 提案限度額

見積り限度額 2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和6年11月22日（金）
- (2) 参加申込書等の提出期限 令和6年11月29日（金）13時まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和6年12月2日（月）
- (4) 質問の受付期間 令和6年12月2日（月）
～12月9日（月）13時まで
- (5) 質問に対する回答 令和6年12月11日（水）まで
- (6) 提案書提出期限 令和6年12月20日（金）15時まで
- (7) 選考結果通知 令和6年12月27日（金）まで

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法人）であること。要件を満たさない時は応募を無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル参加申出の時点において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿への登録があり、業種（大分類）「企画製作」、営業品目（小分類）「映画ビデオ」の登録があること。
- (3) 下関市内に本社、支社、営業所またはこれらに類する拠点を有すること。

- (4) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出日までの間、下関市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 次の申立てがなされていない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- (様式第1号) 参加申込書 1部
- (様式第2号) 参加者の概要 1部
- (様式第3号) 業務実績表 1部

(2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出期限 令和6年11月29日（金）13時まで 必着

(4) 提出先 下関市環境部環境施設課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和6年12月2日（月）

イ 通知方法 (様式第4号) 参加資格審査結果通知書をファクシミリにより通知した後、本文書を郵送いたします。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により、市へ説明を求めることができます。

なお、次に掲げる場合に該当するときは、本プロポーザル審査への参加を無効とします。

(ア) 本要領中の「5 参加資格」に掲げる要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(イ) 提出方法、提出期限及び提出先に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 虚偽の内容が記載されている場合

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 自由様式
- イ 提出方法 電子メール
- ウ 受付期間 令和6年12月2日（月）から
令和6年12月9日（月）13時まで必着
- エ 提出先 下関市環境部環境施設課

(2) 回答

- ア 回答方法 参加資格を有すると認められた者全員へ電子メールにて回答する。
- イ 回答日 令和6年12月11日（水）まで

8 提案書制作方法等

(1) 提出書類等 以下のア及びイを提出すること。

- ア 審査動画 DVD-R 又は CD-R 1 枚（Windows Media Player で再生可能）
過去に制作した本業務内容に類似した内容の動画又は本業務で制作予定の簡易的な動画（流れや構成を表したもの）。

イ 企画提案書

正本1部、副本6部（任意様式）

別紙仕様書を踏まえ、ビジュアル的に見やすいものとするほか、以下の項目について記載すること。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなします。

① 提案金額

提案金額には、総合計（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載してください。ただし、提案金額は本要領中の「3 提案限度額」に示す上限額以下としてください。

② 業務の実施方針について

提案業務への取組み、実施計画、実施体制などを具体的に記載してください。

③ 提案内容について

別紙「評価基準」を参照し、各項目に即した提案内容を具体的に記載してください。

④ その他

同種業務について、過去5年間（平成31年～令和5年）に地方公共団体等から受託した場合は、業務実績（発注者、業務名、履行期間、業務概要）を記載すること。

※記載件数に制限はない。

(2) 提出期限

令和6年12月20日（金）15時まで 必着

(3) 提出方法

持参又は郵送。

なお、郵送の場合の郵送事故等については、市はその責めを負わないものとします。また、提案書を受け付けた後の差替え、追加及び修正は原則認めないものとします。

(4) 提出先 下関市環境部環境施設課

(5) 留意事項

ア 1者1提案とします。

イ 企画提案書はA4版(A3版の折り込みは可とする。)とし、目次及びページ番号を付し、正本の表紙に提出月日、事業者名、代表者名、連絡先を記載するとともに、代表者印を押印すること。副本は正本の複製を可とする。

ウ 文字のフォント、サイズ、色の設定、図表や写真の表示等は自由とします。

エ 表記内容は、専門知識を有しないものでも理解しやすいものとする。

オ 提案内容制作の参考として、現在下関市リサイクルプラザで放映している施設紹介映像をサンプルとして貸し出します。

9 審査方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 書面審査の実施

審査動画及び提案書の内容について、書面審査を実施する。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置した下関市リサイクルプラザ紹介映像制作業務プロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき、5名の審査委員各委員1人当たり100点満点によって評価し、審査委員ごとに点数が最も高いものを1位とし、企画提案者の順位を決定します。順位ごとに下表の得点を割り振り、各審査委員が順位ごとに割り振った得点(以下「得点順位」という。)の合計が最も高いものを候補者として選定します。

なお、得点順位の合計が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価基準の総合点を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。この場合において、総評価点が最も高いものが複数ある場合は、その企画提案者ごとに全審査委員の評価基準の小計を合計し、この合計が最も高い企画提案者を候補者として選定します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
得点順位	5	3	1	0

イ 失格者を除き、得点順位の合計が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、得点順位の合計が次に高い者と交渉を行います。

ウ 上記にかかわらず、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点6割(6.0点)未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。

1 0 選定結果について

選定結果は、全ての企画提案者に通知します。

1 1 契約締結に向けての協議

(1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

(2) 業務の全部を一括して第三者に再委託することはできません。

(3) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、下関市個人情報保護条例（平成17年12月26日条例第459号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 2 情報公開

市は、提出された提案書類等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められた情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

1 3 その他

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提出された書類等は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類等は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類等は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

オ 持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、午前9時から午後5時の間に受け付けます。

- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（参加資格審査の結果通知後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類制作上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
 - オ 提案金額が、提案限度額を超過した場合
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを実施します。この場合において、各審査委員の評価点において、1人でも最低水準点6割（60点）未満と評価した場合、その企画提案者は候補者として選定しません。
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を制作した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が制作した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできないものとします。

1.4 提出・問合せ先（事務局）

下関市環境部環境施設課 担当：原田・岡崎
〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号
電話 (083) 252-1943
ファクシミリ (083) 252-1956
電子メール kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
※開庁時間は土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで

1.5 施行期間

本要領は、令和6年11月22日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。